

戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例施行規則

平成27年3月30日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例（平成19年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(告示事項)

第2条 条例第10条第4項に規定する規則で定める告示事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 喫煙制限区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域
- (2) 喫煙制限区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する効力が生ずる日
- (3) 時間帯を限って、喫煙制限区域を指定する場合にあっては、その時間帯
- (4) その他市長が必要と認める事項

第3条 条例第11条第3項に規定する規則で定める告示事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 美化推進重点地区を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する地区
- (2) 美化推進重点地区を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する効力が生ずる日
- (3) その他市長が必要と認める事項

(身分証明書の携帯等)

第4条 条例第12条に規定する指導又は勧告、条例第13条の規定による命令及び条例第16条に規定する過料の処分に係る事務に従事する者は、身分証明書（第1号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導勧告)

第5条 条例第12条に規定する指導は、口頭により行うものとする。

2 前項の指導に従わない者に対しては、条例第12条に規定する勧告を行うものとし、勧告書（第2号様式）を交付するものとする。

(命令)

第6条 条例第13条の規定による命令は、命令書（第3号様式）を交付して行うものとする。

（告知及び弁明の機会の付与）

第7条 市長は、条例第16条に規定する過料の処分を行おうとするときは、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ告知書（第4号様式）により告知し、期限を定めて弁明の機会の付与するものとする。

2 前項の規定による弁明は、弁明書（第5号様式）により行わなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、口頭により行うことができる。

（過料）

第8条 条例第16条に規定する過料の処分は、過料処分通知書（第6号様式）を交付して行うものとする。

2 条例第16条の規定により科す過料の額は、2,000円とする。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

様式 （略）